

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

目次	ページ
告 示	
○土地改良法による道営換地処分..... (農業施設管理課)	49
○北海道沿岸漁業改善資金貸付規則に基づく経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付基準の一部改正..... (水産経営課)	49
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	49
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	49
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	49
○都市計画事業の認可..... (都市環境課)	50
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正..... (経理課)	50

告 示

北海道告示第364号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、深川市多度志西地区の換地処分をした。

平成20年5月27日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第365号

昭和54年北海道告示第3590号(北海道沿岸漁業改善資金貸付規則に基づく経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付基準)の一部を次のように改正する。

平成20年5月27日

北海道知事 高橋 はるみ

第4 沿岸漁業改善資金の借受主体の事項中「知事が定める者」は」の次に、「沿岸漁業者経営改善促進グループが策定する漁業共同改善計画の認定等の指針について」(平成20年2月20日付け19水推第786号水産庁増殖推進部長通知)別紙の第1の沿岸漁業経営改善促進グループ」を加える。

第5を次のように改める。

第5 貸付申請書の提出期日及び貸付金の貸付決定期日

貸付申請書の提出期日及び貸付金の貸付決定期日は、次のとおりとする。ただし、その期日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)、日曜日又は土曜日になる場合には、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

区分	貸付申請書の提出期日	貸付金の貸付決定期日
第1回	5月末日	6月末日
第2回	9月末日	10月末日
第3回	1月末日	2月末日

北海道告示第366号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成20年5月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内506の1(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - 解除の理由 用排水路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第367号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成20年5月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 目梨郡羅臼町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第368号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による保

安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係市役所の掲示場に掲示した。その要旨は、平成20年北海道告示第325号のとおりである。

平成20年5月27日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 所在が不明な者

旭川市西神楽2線33号1の511、1の522、1の523、1の636所在の森林について所有権を有する 鷲尾 喜一

旭川市神居町富沢378の1所在の森林について所有権を有する 木村 春江

旭川市神居町神華156の3所在の森林について所有権を有する 速田 利男

(2) 掲示場所

旭川市役所

2(1) 所在が不明な者

名寄市風連町字池の上160、161所在の森林について所有権を有する 太田 国吉

(2) 掲示場所

名寄市役所

北海道告示第369号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成20年5月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 施 行 者 の 名 称 北広島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業(3・4・228号大曲幸通)
- 3 事 業 施 行 期 間 平成20年5月27日から平成24年3月31日まで
- 4 事 業 地 収 用 の 部 分 北広島市大曲幸町1丁目地内

北海道告示第370号

平成10年北海道告示第1942号(北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関)の一部を次のように改正し、平成20年6月1日から施行する。

平成20年5月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 2 収納代理金融機関の項静内町農業協同組合の事項中「静内町農業協同組合」を「しず

ない農業協同組合」に改める。